

平成 25 年度大阪府一般会計補正予算（第 2 号）案（平成 25 年 5 月 21 日提出予定）
「府立白菊高等学校跡地の売却に関する調停」に係る予算措置について

府立白菊高等学校跡地の売却に係る民事調停申立事件に関し、民事調停法の規定により調停に合意するため、補正予算案を編成しました。

I 予算規模

（単位：百万円）

区 分	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額
一 般 会 計	2,895,439	12	2,895,451

II 補正予算の内訳

（1）歳 入

（単位：百万円）

区 分	補 正 額
繰 入 金	12
財政調整基金繰入金	12

（2）歳 出

（単位：百万円）

区 分	補 正 額
総 務 費	12
一 般 施 策 経 費	12

III 補正予算の内容

■ 府立白菊高等学校跡地の売却に係る民事調停解決金 12,000千円

（詳細は別紙のとおり）

【府立白菊高等学校跡地の売却に関する調停の概要】

- 府立白菊高校跡地（所在地：堺市堺区大仙町1番2 面積：3,930.89 m²）について、平成21年8月26日に大阪府と西南総合開発㈱が売買契約を締結。
- 西南総合開発㈱は(社福)みささぎ会へ当該地を売却し、平成23年に(社福)みささぎ会が施設建設のため造成工事をしたところ、当該地から木くず・コンクリートがら等の産業廃棄物が発見された。
- (社福)みささぎ会は、購入時に当該産業廃棄物の存在を説明されていないことから、西南総合開発㈱に処理費用を請求。(H23.10.31 調停申立) これを受け、西南総合開発㈱も、大阪府に対し同額を請求。(H23.11.25 調停申立)
- 今般、調停委員会から、大阪府は(社福)みささぎ会へ解決金として1,200万円を支払う調停条項(案)の提示があり、これを受諾するため上程。